

全国知事会 第22回新型コロナウイルス 緊急対策本部会議（5月10日）知事発言

（感染状況）

- ・奈良県の感染状況の特徴は、
 - 一つに、昨年の感染者発生以来、大阪府の感染者数の推移に同調。大阪府の感染者数が上がれば上がる、下がれば下がる状況で、10分の1の波形でびったり推移してきていること。
 - 二つには、地域内の感染状況は、大阪市へ結びついている鉄道路線沿線に感染者が多く、それ以外の地域の感染者は少ない。大阪市への鉄道路線沿いに感染者が発生している状況が明白。線路がコロナウイルスを運んでいるような状況に見える。
 - 三つには、県内での感染の最大が家庭内感染になってきていること。家庭内感染対策が急務。

（感染対策）

- ・国が大都市中心の感染対策を進められるのは適切なことと考える。その上で圏域全体の対策に比べて、感染経路中心の対策や家庭内感染対策が充分かどうか検討が必要と考える。
- ・大阪府などの緊急事態宣言の延長に伴い、奈良県は独自の「緊急対処措置」を、期限を合わせて5月31日まで延長したいと考えており、本日午後から県の対策本部会議を開催して、この対応を決定したいと考えている。奈良県の緊急対処措置は国の緊急事態宣言の措置内容を詳細に検討し、奈良県の実情に合うものを選択的に、市町村と協同して実行。例えば、時短協力金を市町村と県が折半して負担している。
- ・奈良県のような、地域の実情に合わせて市町村とともに独自の取組を行うことも、国において認めていただくとともに、そのような状況についても国の財政支援が十分に伴うものとなるよう、ご配慮をお願いしたい。

（効果検証）

- ・今後の感染防止の対策を考えるうえで、これまでの対策の効果検証を行うことは、非常に重要と考える。
- ・「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」は経済に与える影響も大きいことから、取られた様々な措置のうち、感染拡大の防止に真に効果があったものを検証し、その検証結果を今後の対策実行につなげていくべき。その結果を受けて、国の緊急事態宣言などの仕組みや取りうる措置について、実効性のあるものに見直していくことも必要と考える。
- ・併せて、ワクチン接種が行き渡らなくても感染を抑え込んでいる香港や台湾など海外の事例について、専門家の方々に、疫学的見地からしっかりと分析をしていただき、我が国でどうして同様のことができないのかしっかりと検証して国民に示すとともに、同様の措置が日本で採用できる場合には採用していただきたい。

(医療体制)

- ・医療体制については、感染症法第16条の2に基づき新型コロナ対応病床の確保を要請した。協力要請前と比較して、新たに入院病床の16%増である60床の増床の目途が立ち、5月9日時点で既に22床が増床済みで、計398床で運用している。6月20日までに計436床の病床運用体制になる。
- ・また、宿泊療養施設については、本日（5月10日）から、新たに1施設148室を運用開始し、既に運用中の4施設（計406室）とあわせ、計554室の運用体制となった。
- ・しかし、重症患者は増加しており、5月9日には重症者は29名で、重症対応病床の占有率は91%となり、逼迫した状況が続いている。重症患者がさらに増加した場合には、新型コロナの中等症患者の治療に対応している入院病床においても、重症患者の治療に対応できるよう検討を進めている。
- ・こうしたなか、新型コロナ対応を含め県内の医療体制がなんとか確保されているのは、県立病院をはじめとした病院の医療関係者の尽力によるものであり、感謝を申し上げている。
引き続き、知事の重要な責務として、通常医療の確保とコロナ対応医療の両立を図る目標を堅持し、県内医療提供体制の確保に努めたい。

(ワクチン接種)

- ・高齢者のワクチン接種については、指導医の指導のもとで研修医を市町村の集団接種会場に派遣し、接種医を確保できない市町村を県が支援する体制を至急整える。県が積極的に市町村を支援して、高齢者接種が7月末までに完了するようにしたい。